

宮城県農業農村整備事業等地質・調査業務共通仕様書 新旧対照表(平成30年10月)

<改正後>	<現 行>
<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1-1条 ～ 第1-5条 【略】</p> <p>第1-6条 管理技術者 受注者は、調査業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。</p> <p>3 管理技術者は、調査業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（選択科目を「建設-土質及び基礎」、または「応用理学-地質」とするものに限る）、建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る）または応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る））、またはシビルコンサルティングマネージャー（以下、RCCMという。専門とする技術部門を「地質」、または「土質及び基礎」とするものに限る）の資格保有者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。同等の能力と経験を有する技術者とは、次の各号に定める業務経験を有するものとする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>4 ～ 7 【略】</p> <p>第1-7条 ～ 第1-40条 【略】</p> <p>第2章 ～ 第12章 【略】</p>	<p style="text-align: center;">宮城県農業農村整備事業等地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1-1条 ～ 第1-5条 【略】</p> <p>第1-6条 管理技術者 受注者は、調査業務等における管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。</p> <p>3 管理技術者は、調査業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（選択科目を「建設-土質及び基礎」、または「応用理学-地質」とするものに限る）、建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る）または応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る））、またはシビルコンサルティングマネージャー（以下、RCCMという。専門とする技術部門を「地質」及び「土質及び基礎」とするものに限る）の資格保有者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者とし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。同等の能力と経験を有する技術者とは、次の各号に定める業務経験を有するものとする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>4 ～ 7 【略】</p> <p>第1-7条 ～ 第1-40条 【略】</p> <p>第2章 ～ 第12章 【略】</p>